幕別町農業振興公社からお知らせ

幕別町では農業後継者を対象に、独身農業後継者で組織するクラブアップルが主催する「交流会」と、町農業振興公社主催の小規模交流会、通称「農コン」を開催します

❤クラブアップル冬季交流会❤

・日　　時　平成29年12月１日（金）午後７時～
・内　　容　インザスイートでの対面式・食事会
・募集人数　９人（20～34歳の町内独身農業者）

❤農コン（小規模交流会）❤

・日　　時　平成29年12月８日（金）午後７時～
・内　　容　インザスイートでの対面式･食事会

◆問い合わせ・申込先　公益財団法人幕別町農業振興公社
電話0155-57-2711　ﾌｧｯｸｽ0155-57-2716
メール nogyosinkokosya@north.hokkai.net

①農地転用とは？

農地を住宅、牛舎や倉庫などの農業用施設、駐車場など農地以外のものにすることです。

なお、砂利採取や一時的な資材置場に利用する場合も転用になります。

②農地を転用するには農地法の許可が必要です

自分の農地を転用する場合は「農地法第４条」、農地を買って、または借りて転用する場合は「農地法第５条」の許可が必要です。

農地を転用する場合には農地法による手続きを！
まずは農業委員会にご相談ください

③許可を受けるまで期間を要します

農地の転用申請の前には、農業振興地域の「農用地区域でないこと」などの要件が必要です。

農業振興地域の手続きが済んでから、農地転用の申請となり、農業委員会での現地調査、総会審議、内容によっては北海道農業会議への意見聴取をするなど数箇月の期間を要します。（転用する内容や面積等によって期間は異なります。）

④罰則があります

許可なく農地を転用した場合や、転用許可を受けていても、事業計画どおりに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令のほか、個人は３年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は１億円以下の罰金が科せられます。

◆広報委員◆

・委員長　前川厚司
・副委員長　菅野能稔
・委員　齊藤一男
・委員　蛯原一治
・委員　香西浩志
・委員　中村富士男
・委員　橋本浩弥
・委員　髙野英一

各種申請は毎月10日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html